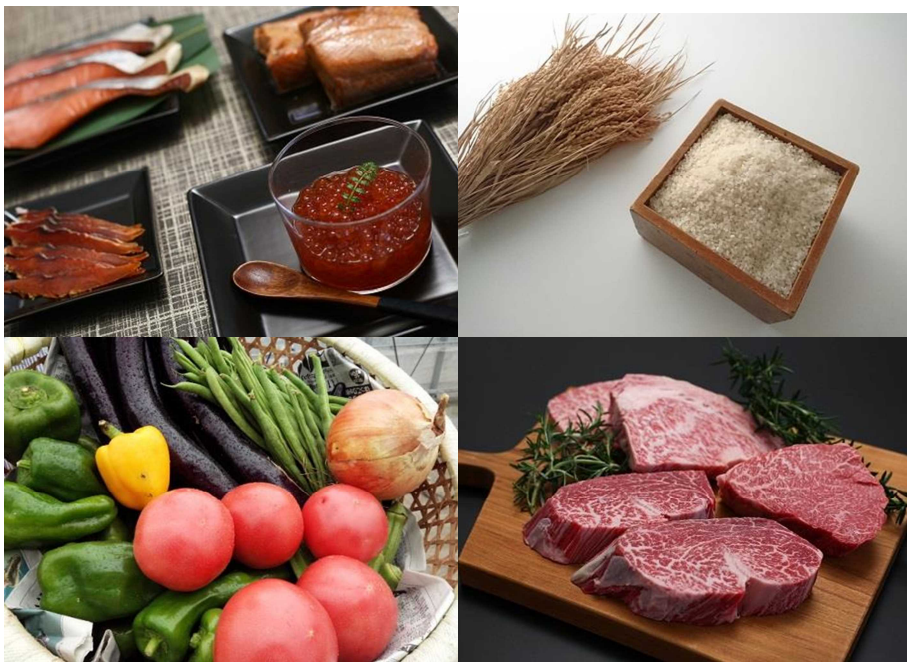


村上市産農林水産物 利用促進計画 (案)

計画期間：平成30年度～平成33年度



平成30年 月

村上市

目 次

第 1 節 村上市の農林水産物の生産と消費の現状

1	村上市の概要	1
2	村上市における農林水産物の生産と流通の状況および課題	2
3	農林水産物直売所の現況と地域食材の利活用の現状と課題	3
4	観光資源としての食材の活用について	4
5	食生活の現状と課題	5

第 2 節 村上市産農林水産物利用促進計画の趣旨

1	計画策定の趣旨	6
2	計画の位置付け	7
3	計画の期間	7

第 3 節 基本指針と施策の展開

1	基本指針	8
2	施策の展開	8
	（1）主要施策① 地場産農林水産物や生産者についての 情報発信の強化	8
	（2）主要施策② 地場産農林水産物の信頼確保の強化	9
	（3）主要施策③ 地場産農林水産物の利用促進と 流通きっかけづくり	10
3	主な目標値	11

第 4 節 計画促進のためのそれぞれの行動指針

1	市 民	12
2	農林水産業者・農林水産業団体	12
3	実需者	12
4	関係機関・団体	12

第 1 節 村上市の農林水産物の生産と消費の現状

1 村上市の概要

村上市は、新潟県の北端に位置し、山形県と境を接しています。近傍には新発田市、胎内市、関川村があり、また 70km 圏内には新潟市及び山形県鶴岡市があり、経済圏の一部として交流があります。

人口は 61,023 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）で、県内で 8 番目の人口規模となっており、面積は 1,174.24 km² で県内で最大の面積を誇り、新潟県の総面積（12,583.32km²）のおよそ 9.3% を占めています。

また、50km にもおよぶ海岸線を有し、その中核として、特定地域振興重要港湾岩船港が産業物流や観光振興における地域の重要拠点としての役割を担っています。

主要道路としては、国道 7 号、国道 113 号、国道 290 号、国道 345 号が縦横に走っており、これに主要県道や一般県道などが交差しています。また、日本海東北自動車道の整備が進められているほか、地域高規格道路として新潟山形南部連絡道路が計画され一部事業化されています。

地質的には沖積平坦地と山間部洪積地で構成されています。平地は飯豊朝日山系に源を発する荒川・三面川をはじめ、石川流域や大川流域に広がっています。集落は河川流域に集中しているほか、朝日山塊が直接日本海に迫る三面川河口以北の海岸線に分布しています。特に、この三本の河川流域は肥沃な水田として当市の農業生産活動の基盤となっています。

気候は日本海型の気象区分に属し、四季の移り変わりがはっきりしているとともに、冬季は、西高東低の冬型の気圧配置が続き、シベリアからの季節風がもたらす雪は、時として日常生活や産業活動に悪影響を与えることがある反面、豊かな水資源となり、生活や産業活動に欠かせない重要な資源となっています。



2 村上市における農林水産物の生産と流通の状況および課題

新潟県内で一番面積の広い村上市には、山・川・海がバランスよく配置されており、季節ごとにさまざまな種類の食材が収穫されています。森の富んだ栄養分が平野部や海に流れ、それらが相互に好循環している本市の農林水産業は市内の主な基幹産業になっております。

農業は、平野部の土地利用型水田農業を中心に展開されており、米・大豆・麦・露地野菜・施設野菜・果樹・花き・畜産などを組み合わせた複合生産体系により、新鮮な農産物の産地が形成されています。

林業は、県内の50%弱の素材生産量を占め、木材の流通・加工体制整備により、地域産材の需要拡大に向け取組を強化しています。また、特用林産物として、しいたけ、なめこ、えのきたけの生産拡大が進んでおり、林間ワサビのブランド化にも取り組んでいます。

漁業は、寝屋漁港・岩船港等の近海物を中心に、平成28年の漁獲量は2,530tとなっており、県と連携してズワイガニや神経締めヒラメなどのブランド化や販路拡大に取り組んでいる他、内水面漁業においては、三面川で水揚げされる鮭の加工や販路拡大が進み、地域特産品として期待されています。

市内で生産された農林水産物の多くは、農協、漁協等を中心に集出荷され、市場等においてそれぞれ高い評価を受けています。また、農産物の直売所が多く設置され、産地から直接消費者に届く直売所が多く設置され、たくさんの方々にご利用されています。しかし、従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の拡大、農林水産物価格の低迷など、農林水産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。今後は、消費者・実需者ニーズに合った新鮮で品質の高い農林水産物の安定供給を行う産地の形成や、生産者と消費者・実需者相互が顔の見えるような情報の交換と流通体制の構築を進める他、市内農林水産物の加工・販売など、農林水産業の6次産業化を進めることにより、生産者の所得向上など農林水産業による地域活性化を図ることが必要になっていきます。

【本市の主要農林水産物と生産額等】

・農畜産物

農産物名	産出額	収穫量	主な生産物等
米	65.0億円	29,100 t	
豆類・雑穀類	0.8億円	513t	大豆
野菜類	11.7億円	—	ネギ・ナス・トマト・キュウリ
果実類	0.7億円	—	柿・イチゴなど
花き	1.9億円	—	ゆり、チューリップ
畜産	993.0億円	—	肉用牛、乳用牛、豚、採卵鶏

出典 平成28年度 農林水産省「生産農業所得統計」

・林産物

林産物名	生産額	生産量	主な生産物等
特用林産物	0.7億円	216.5t	生しいたけ、えのきたけ、なめこなど

出典 平成28年度 新潟県農林水産部 特用林産物生産統計調査

・水産物

海産物名	漁獲高	水揚量	主な海産物等
魚介類	15.0億円	2,530t	サケ、マダイ、柳カレイなど

出典 平成28年 新潟漁業協同組合 業務報告書

3 農林水産物直売所の現況と地域食材の利活用の現状と課題

本市には、20箇所以上の地場産農林水産物直売所があり、とれたてで新鮮な農林水産物が販売されています。最近では量販店の生鮮品コーナー内に地場産農林水産物コーナーが設置され、直売所同様に新鮮な農林水産物が販売されています。一部の直売所や量販店内においては、生産者の顔写真がコーナー内に掲出されるなど、新鮮で品質の高い地場食材を消費者に情報提供するための工夫がみられます。

学校給食が実施されている市内の小学校や中学校では、農協の他、市内の生産者や生産者グループとの連携による地場産農産物などの利用が実施されており、特に米飯給食においては、岩船産米の利用が100%となっています。

市内外の飲食店や旅館等でも、生産者や直売所等からの仕入れが行われ、地場産農林水産物を使用した料理等が提供されています。

地元産木材の利用については、一定量の市産材を利用して建築する住宅等に対する市の補助制度による助成や、講演会の開催、小学生等を対象とした木工教室の開催による普及啓発等の事業を実施しています。

今後も消費者にとって、地場産農林水産物を身近なものにするため、直売所や量販店における農産物コーナーの充実や出荷体制の整備、学校給食、保育・保健福祉施設、飲食店、宿泊施設において、地域で生産される地域食材の利用が高まるよう推進すると共に、良品質な地元産の農林水産物の安定生産と利用拡大を図ることも必要です。



村上市内にある農産物直売所



岩船港に水揚げされた魚介類



市内小学校での学校給食の様子



地元小学生を対象にした水産教室

4 観光資源としての食材の活用について

瀬波温泉や笹川流れなどの観光資源と豊かな歴史・文化を有する本市には、毎年多くの観光客が訪れています。また、近年は、健康でゆとりのある生活や、農山漁村の持つ魅力的で豊かな自然、その地域でしか体験できないことを求めるなど、都市住民の関心が高まっています。

市内では、農林水産物や特産品を活用した観光・交流・体験などのイベントが数多く実施されています。地域独自の食材や食文化を提供・紹介することは、観光地としての魅力と地域ブランド力を高めることにつながります。

今後は、地域住民の創造力のもとで、市の自然と景観、農林水産物や伝統文化を活用して、都市住民のニーズにあった都市と農村の交流を深める取組を推進していくことが必要です。

【地域食材等を活用した観光・交流・体験イベント】

イベントの名称	実施地区
・村上・関川・粟島 いなかご馳走まつり	村上市全域・関川村・粟島浦村
・越後村上三ノ丸流鮭塩引き道場	村上地区
・越後村上鮭塩引き街道	村上地区
・茶摘み体験	村上地区
・わらび狩り	荒川地区・朝日地区
・いちご摘み	荒川地区・神林地区
・田植え・稲刈り体験イベント	神林地区・山北地区
・さくらんぼ狩り	朝日地区
・ぶどう狩り	朝日地区
・雪中貯蔵・蔵出し体験	朝日地区
・赤カブつみ体験ツアー	山北地区
・週末百姓やってみ隊	山北地区
・笹川流れ岩がき物語り	山北地区
・笹川流れ鍋物語り	山北地区

【農林水産物や特産品の販売等に関するイベント】

イベントの名称	実施地区
・さかなまつり	村上地区・山北地区
・ふるさとの観光と大物産まつり	村上地区 (市全域の特産品を集め販売)
・荒川産業祭	荒川地区
・「道の駅神林」農産物フェア	神林地区
・あさひまつり	朝日地区
・さんぽく祭	山北地区
・さいたま市村上フェア	さいたま市
・東京・銀座ではさがけ体験イベント	東京都内
・市外での各種物販イベント交流	新潟県内・新潟県外



ふるさとの観光と物産まつり



首都圏在住者を対象にした田植え体験

5 食生活の現状と課題

「食」は、私たちがより良く生きていくために一日も欠かせない重要なものであり、何をどのように食べるかは、心身ともに豊かで健康的な人生を送るためにとても大切なことです。

しかし、輸入農産物の増加やライフスタイルの多様化により、食の選択の幅が拡大したことは、不規則な食事や生活習慣病の増加など、次のような食や農を取り巻く心と身体の問題が生じています。

【食と農を取りまく様々な問題】

- ① 「食」への意識の関わり方の低下
- ② 栄養バランスの偏った食事や不規則な食生活
- ③ 食の欧米化による日本型食生活の減少
- ④ BSEや食品の偽装表示などによる食の安全への不安
- ⑤ 肥満をはじめとする生活習慣病の増加
- ⑥ 輸入食品の増加に伴う食料自給率の低下
- ⑦ 伝統的な郷土料理や食文化の薄れ
- ⑧ 食べ残しや食品廃棄など

このような状況の中で、毎月19日を「食育の日」として地場産農林水産物や地域食材を紹介する取組が始まっています。

また、地域においても、各種団体等による農業体験や地場産農産物を使った料理教室の開催など、食を通じた健康づくりが推進されています。

今後は、家庭・学校・地域における一体的な食育の取組を推進すると同時に、食に対する知識や伝統を生活の中心である家庭において、親から子へと教え、育むことができるよう啓発を行うことが重要です。そして、新鮮で安全安心な旬の地場産農産物や地域食材を利用した食生活や健康づくりに取組むことで、市民自らが心と身体の健康を守り、人生を豊かに生きる力を育むことが必要となっています。



やわ肌ねぎの収穫体験イベント



地元料理人が講師を務めた料理講習会

第2節 村上市産農林水産物利用促進計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

昨今「人口減少問題」が言われている現状において、豊富な自然から生産された本市の農林水産物の新鮮で安全・安心かつ高品質・良食味等の魅力を維持継続することと、新たに生産者、農林水産物を掘り起こすこと、更にはその情報を市内外に向けて発信し、地産地消の促進をはじめ、地場産農林水産物の市外への販路拡大を推進する取組を行うことで、地域の持続的な発展と産業活性化を目指す必要があると考えます。

地産地消を促進することは、地元消費者・実需者側から見れば、新鮮で安心安全な地場産農林水産物を容易に入手しやすくなりますし、生産者側から見れば、流通経費の削減、少量多品目生産での一定収入の確保が見込めること、高齢者や女性農業者の活性化、規格外優良品等の流通ルートの確立に繋がるというメリットがあります。

また、地場産農林水産物の市外への販路拡大を推進することは、大都市に対して本市が生産する優れた食材をPRできることや、流通コストはかかりますが、市外から収入を得る一助になることが期待されます。

このような、消費者と生産者・実需者それぞれのメリットを活かした食の取組を活発に行い、お互いの顔の見える関係を築くことで、食に対する不安の解消と地場産農林水産物の消費拡大により、本市の農林水産業の活性化が出来ます。

そして、食育と併せた地産地消の取組を進めることで、本市の基幹産業である農林水産業を活性化させ、さらに将来に渡って安全安心な食料生産のための生産基盤や自然環境、魅力ある農山漁村の貴重な財産を守ると同時に、市民一人ひとりが心と身体の健康をつくりながら、生涯を豊かに生きる力を身につけることで、豊かな地域社会を築くことができます。

市民一人ひとりが食を起点にした様々な取組に参加することで、食に対する正しい知識を身につけ、安全安心な地場産農林水産物による食生活を楽しみ、食習慣や食文化などの伝統を次世代へ引き継ぐことが出来るように、市が行うべき施策、市民、農林漁業者・農林漁業団体、実需者、関係機関・団体等の責務や役割を明らかにするため、平成25年7月に「第1次村上市地産地消促進計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）」を策定し、計画に沿って本市の地産地消の促進を図ってきたところです。

これまでの計画を引き継ぎながら、新たな農林水産物のPR強化や販路拡大、6次産業化の推進などにより、農林水産業を起点とした地域活性化を推進するため、「村上市産農林水産物利用促進計画」を策定し、「第2次村上市総合計画」及び「村上岩船定住自立圏の形成に関する協定」の実現を図ります。



東京都内で開催した
村上市食材プレゼンテーション



首都圏飲食店を対象にした
地元生産地の産地見学受入

2 計画の位置付け

本計画は、市民、農林漁業者・農林漁業団体、実需者をはじめ、教育・健康づくり関係者や関係機関・団体等が、それぞれの役割に応じて連携・協働しながら、農林水産業を起点にした地域活性化に取り組むための基本指針とします。

※なお、本計画は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」（平成 22 年 12 月 3 日法律第 67 号）に基づき策定するものです。

3 計画の期間

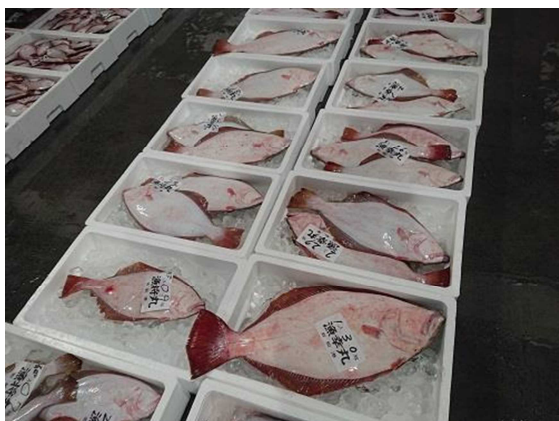
本計画期間は、平成 30 年度から平成 33 年度までの 4 年間とし、まちづくりの指針となる「第 2 次村上市総合計画」の基本計画および、「村上市総合戦略」の基本方針を踏まえて推進します。ただし、計画期間中に地域の実情又は目標達成の状況に応じて適宜計画の見直しを行います。



主婦層を対象にした地場産食材利用講座



地元小学生を対象にした「味覚の授業」



岩船港がブランド化に取り組んでいる
「白皇鯉（はくおうひらめ）」



地元林業関係者と生産に取り組んでいる
「林間わさび」

第3節 基本指針と施策の展開

1 基本指針

村上の豊かな自然や気候風土の中で生産・収穫された食材等を大切にし、生産者と消費者・実需者の信頼関係を築くことで、「食」と「農林水産業」の一体感を醸成し、地場産農林水産物の安定生産・安定供給ならびに地域内外への流通促進や、新鮮な旬の地場産農林水産物などを活用した健康で豊かな食生活の実践に努め、地域の優れた食文化の継承を図られるよう取組を促進することを基本指針とします。

2 施策の展開

基本指針に基づき、次の3項目を本計画を促進するための主要施策と位置付け、市民、農林漁業者・農林漁業団体、実需者、関係団体などの協働により実施施策の展開を図ります。

【主要施策】

- ①地場産農林水産物や生産者についての情報発信の強化
- ②地場産農林水産物の信頼確保の強化
- ③地場産農林水産物の利用促進と流通きっかけづくり

(1) 主要施策① 地場産農林水産物や生産者についての情報発信の強化

【基本的な考え方】

市内で生産される旬の地場産農林水産物をはじめ、食に関する取組の情報を各種媒体を使って情報発信すると共に、イベントや営業活動等で消費者・実需者に直接PRを行い、流通の促進を図ります。

取組状況の情報を発信することで、本市の農林水産業と商工業や観光業との連携が強化され、「食」を起点とした地域活性化につながることも期待できます。

【具体的な施策】

- ①農林水産物を中心とした「食」に関する情報の提供
 - 消費者・実需者が求める情報を積極的に紹介し、地場産農林水産物の消費拡大と、生産者と消費者・実需者の相互理解の促進を図ります。
 - ア 各種媒体等を活用した地場産農林水産物の旬の情報や流通に関する定期的な情報の提供
 - イ 地場産農林水産物を使ったレシピの開発および紹介
 - ウ 市内における地産地消の優良事例の収集と市民への迅速な情報提供
 - エ 消費者・実需者の食に対する意識向上を目的とした講演会等イベントの開催

ほか

(2) 主要施策② 地場産農林水産物の信頼確保の強化

【基本的な考え方】

農産物については現在、減農薬減化学肥料栽培や有機栽培等に対する消費者・実需者のニーズが高まっています。本市では、早くから減農薬栽培や環境保全型農業が実践されており、水稲においては、農協の取組により、コシヒカリは全量3割減農薬・減化学肥料栽培が行われています。

今後は、村上市産の農林水産物に対して更なる信頼感が得られるよう、生産者の顔が見える農産物の生産を推進するとともに、客観的な安全基準である各種認証制度の取得推進や、ポジティブリスト制度（残留農薬等の規制強化）、トレーサビリティ（生産履歴の追跡）、GAP（農業生産工程管理手法）等に対する取組を支援し、食卓に安全安心な農林水産物と生産者の思いが届くような施策を目指します。

【具体的な施策】

①安全・安心な農林水産物の生産拡大

次の取り組みを推進することで、消費者・実需者の期待に応える新鮮で安全安心な農林水産物の生産拡大を図ります。

- ア 農薬の適正使用とポジティブリスト制度対応の支援
- イ 生産技術講習会や品質・衛生管理対策研修会等の開催支援
- ウ 消費者・実需者との意見交換会等によるニーズの把握と情報の提供
- エ 生産履歴を明らかにするための記帳推進
- オ エコファーマーや新潟県特別栽培農産物認証制度取得の推進・支援
- カ 環境への負荷低減や農産物の品質向上を図るための各種認証制度（例：GAP認証など）に取り組み、推進持続可能な農業を推進する。

ほか

②安全な農林水産物に対する正しい理解の啓発

農業者に対しては、適正な農薬使用や耕畜連携による畜産堆肥を活用した土づくりの推進や認証制度取得の推進を図ります。漁業者や水産加工業者、流通業者に対しては、水揚げされた水産物の品質・衛生管理の意識を高めるための取組を進めます。

また、消費者に対しても、本市で生産された農林水産物の安全性や、減農薬栽培等による付加価値がついた農産物に対する正しい理解の啓発を行います。



岩船産コシヒカリの収穫作業



米生産者を対象にした
GAP認証取得研修会

(3) 主要施策③ 地場産農林水産物の利用促進と流通きっかけづくり

【基本的な考え方】

生産者・生産者グループ・直売所・農協・森林組合・漁協・量販店・小売店等の連携により、消費者・実需者が地場産農林水産物を利用しやすい仕組みづくりを行うとともに、市内の学校給食や保健福祉施設、市内外の飲食店・食品加工事業者・宿泊施設等における地場産農林水産物の利用促進と、市内での住宅等の建築における地元産木材の利用促進を図ります。また、農林水産物の6次産業化を推進し、生産者の所得向上に寄与した取組を行います。

【具体的な施策】

①農林水産物の直売所や直売コーナーの利用促進

農林漁業者、直売所、量販店、関係団体等と連携し、地場産農林水産物直売所や直売コーナーの利用促進を図ります。

- ア 安全安心な農林水産物の計画生産と安定供給の支援
- イ 直売所等出荷者の育成や出荷体制づくりの支援
- ウ 直売所や直売コーナーの施設整備への支援
- エ 生産者と消費者の交流会等の開催による消費者ニーズの把握と情報提供

など

②学校給食、保健福祉施設等における地域食材の利用促進

地元生産者や生産者グループ・直売所・農林漁業の組合や関係機関とともに、地域食材の利用率の向上を図ります。

- ア 地場産農林水産物の利用率向上を図る学校、福祉施設等（以下学校等とする）への支援
- イ 給食等の利用に対応できる生産者やグループの育成
- ウ 生産者と学校等との相互交流の機会づくりの支援
- エ 給食等需要野菜の計画生産・安定供給の支援

など

③市内外の飲食店・食品加工事業者・宿泊施設等における地域食材の利用促進

地元生産者や生産者グループ、直売所、農林漁業の組合、食品産業事業者や関係団体等と連携し、地域で生産・収穫される食材の利用率の向上を図ります。

- ア 生産者と実需者との相互交流の支援
- イ 生産者と実需者の生産・供給体制づくりの支援
- ウ 直場所等出荷者の育成や出荷体制づくりの支援
- エ 生産者と消費者・実需者のニーズの把握と情報提供
- オ 地域食材を活用した地元伝統料理の利用促進
- カ 地域食材を活用した新メニューや加工品等の開発情報等の提供

など

④住宅等の建築等における地元産木材の利用促進

地元森林業者や森林組合、木材製材業者や関係機関・団体と連携し、地域で生産される木材の利用促進を図ります。

- ア 村上市産材利用住宅等建築奨励事業の利用促進
- イ いわふねの森づくり・家づくりセミナー開催への支援
- ウ 木材需要拡大推進講演会開催への支援
- エ 良品質な地元産木材の安定生産・供給の取り組みへの支援

など

⑤農林水産物の6次産業化の推進

生産者が自ら生産した地場産農林水産物に加工技術等による付加価値をつけて商品化し、生産者自ら販売を行う「6次産業化」を推進し、生産者の所得向上を図ります。

- ア 村上市産業支援プログラム補助金の活用促進
- イ 特産品づくりに積極的に取り組む生産者やグループの育成
- ウ 他地域の先進地情報や事例紹介、生産技術の指導体制に対する支援
- エ 消費者や実需者のニーズ把握と情報提供

など

3 主な目標値

項目	現況値	目標値 (H31)	目標値 (H33)
① 市内農産物直売所売上額の増加	762,113 千円	777,355 千円	792,902 千円
② 小中学校の学校給食における地場産米の使用割合	100%	100%	100%
③ 小中学校学校給食における地場産野菜の使用割合	17.4%	20%	22%
④ 安全・安心な農産物生産に取り組む農業者の (エコファーマー)の認定者数	29人	32人	35人
⑤ 住宅等の建築における市産材の利用促進 ※村上市産材利用住宅等建築奨励事業(市補助事業) の申請件数	492件	550件	650件
⑥ 6次産業化事業体数	3事業体	4事業体	5事業体
⑦ 地場産農林水産物の市外飲食店への取引数の増加	73件	90件	110件

【現況値の出典】

- ※① 平成28年度新潟県農産物直売所調査の集計値
- ※②③平成29年度 学校給食における地場産食材の利用割合(村上市教育委員会)
- ※④ 平成29年度3月末現在認定者数(新潟県村上地域振興局)
- ※⑤ 平成21年度～平成28年度までの申請件数(村上市農林水産課)
- ※⑥ 平成29年度までに国の6次産業化総合化事業計画の認定を受けた経営体の数
(農林水産省北陸農政局新潟支局)
- ※⑦ 平成29年度までの実績(村上市農林水産課)

第4節 計画促進のためのそれぞれの行動指針

関係者の協働によって施策が実施されるよう、市民、農林漁業者・農林水産業団体、実需者、関係機関・団体等の責務と役割を明らかにし、次のとおり行動指針を定めます。

1 市民

- ①市民は、食を支える農林漁業者の活動ならびに、その活動により保全される農林水産業の多面的機能が、市民生活に密接に関係していることを理解し、市民の共有財産である本市の農林水産業・農山漁村を支えるため、地域食材の利活用に努めます。
- ②市民一人ひとりが、地産地消の様々な取組みに参加し、安全で安心な地場産農林水産物による健康的な食生活を楽しみ、食習慣や食文化の伝統を次世代に引き継ぐように努めます。

2 農林漁業者・農林水産業団体

- ①農林漁業者及び農林水産業団体は、生産・収穫する農林水産物等が消費者・実需者の生活を支えていることを自覚し、食の安全安心に関する関係法令等を遵守するとともに、自らが農山漁村における地域づくりの主役であることを認識し、主体的に行動します。
- ②地域で生産された農林水産物が、地域内で流通することができるような出荷形態や体制づくりに努めるとともに、生産する産物等に関する正確かつ適切な情報を提供します。
- ③農林水産業の多面的な機能を保全する担い手としての自覚を持ち、農林水産物の生産に努めます。
- ④商工業者等と連携して、農林水産物の地域ブランドづくりに努めます。

3 実需者

- ①実需者は、食料・農業・農村に関する問題が、自らの活動に密接に関係してくることを踏まえ、地場産農林水産物とその生産活動についての関心を持つとともに、消費者のニーズを農林漁業者・農林水産業団体に的確に伝え、本市の農林水産業、農山漁村を支える取組に各々の立場で参加します。
- ②地域で生産された農林水産物の積極的な利用に努めます。
- ③地域で生産された農林水産物や加工品の地域内での流通、販売に努めます。
- ④農林漁業者・農林水産業団体と連携して、農林水産物の地域ブランドづくりに努めます。

4 関係機関・団体

関係機関・団体は、市民、農業者・農林水産業団体、事業者が取り組んでいる「食」を起点とした農林水産業の地域活性化への取組を支援するとともに、市が実施する施策について、助言・協力をします。